

西脇市学校給食用物資納入業者の資格基準等について

1 資格基準

西脇市学校給食用物資納入業者の登録を受けようとするものは、次に掲げる基準のすべてを満たしているものでなければならない。

ただし、特別に考慮すべき理由があると認める場合は、この限りではない。

(1) 営業施設

ア 西脇市内又は物資の搬送が円滑に行える範囲内に、工場、店舗、営業所などの営業施設があること。

イ 営業施設は社員等が常駐し、必要なときに迅速かつ適切に連絡調整や行動ができる体制にあること。

(2) 信用状況

ア 年間を通じ常時業務を営み、かつ、引き続き3年以上当該業務を行っていること。

イ 食品に関する法令等が遵守されていること。

ウ 納税義務が履行されていること。

(3) 衛生状況

学校給食用物資の製造、加工を行うものにあつては、材料倉庫、食品置場、保冷設備その他衛生管理上必要な設備が完備しているとともに、所轄健康福祉事務所の食品衛生監視票の点数が81点以上であること。

(4) 供給能力

ア 指示する物資、数量を指定する日時、場所へ納入できること。

イ 衛生管理上特に注意を要する物資については、必要数量を自ら製造、加工し、保存する能力があること。

2 申請手続

登録を希望するものは、西脇市が別途指定する受付期間（以下「受付期間」という。）内において、西脇市学校給食用物資納入業者登録申請書（様式第1号）に次の書類を添付して西脇市立学校給食センターに提出しなければならない。

なお、受付期間外に登録を希望する場合もこれに準じて手続するものとする。

(1) 納税証明書 1通（直近のもの（写しでも可））

ア 西脇市内に営業施設を有しているもの

法人：法人市民税・固定資産税

個人：市税（市（県）民税・固定資産税等）

イ その他のもの

法人：法人税又は法人市民税

個人：所得税又は市税

(2) 決算書写し（法人の場合のみ）

(3) 学校給食用物資の製造、加工を行うものにあつては、食品衛生監視票（直近6月以内に交付されたもの（写しでも可））

3 納入業者の登録

申請のあった納入業者について、審査の結果、相当と認められたものについては、西脇市学校給食用物資納入業者として登録する。

4 登録の通知等

(1) 登録の通知は、西脇市学校給食用物資納入業者登録通知書（様式第2号）によるものとする。

(2) 登録の通知を受けたものは、西脇市学校給食用物資納入業者使用印鑑届（様式第3号）を提出するとともに、西脇市学校給食用物資納入に係る確認書（以下「確認書」という。）の交換をするものとする。

5 登録の有効期間等

(1) 登録の有効期間は、登録をした日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して2年間とする。

(2) 受付期間外で手続をして登録を受けたものの有効期間は、受付期間内に手続をした場合の有効期間の残期間とする。

(3) 登録を受けた業者のうち学校給食用物資の製造又は加工を行うもので、登録の有効期間が1年を超えるときは、登録の通知を受けた翌年の2月に食品衛生監視票（直近6月以内に交付されたもの（写しでも可））を提出するものとする。

6 登録の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。

(1) 資格基準に違反又は適合しなくなったとき。

(2) 確認書の全部又は一部を履行しないとき。

(3) 法令の規定により営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

(4) その他特に不相当と認められたとき。

附 則

平成20年4月1日から適用する。

附 則

平成25年12月16日から適用する。